鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取 市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事 項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、多様な集落営農組織の組織化経営の多角化及び機械施設の整備等を支援するとともに、組織の継続性を確保し、将来に向けても集落営農を維持できる体制づくりを進めるため、次世代への運営の継承を円滑に進めることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、対象水田が含まれる地域を範囲とする人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられている又は位置付けられることが確実な組織であって、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の額の算定)

- 第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる補助対象経費の額(仕入控除税額(当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を除く。)に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。
- 2 別表第1欄の機械施設整備支援に係る本補助金の交付は、同表第2欄に定める1事業実施主体につき、最大3年間(以下「事業実施期間」という。)行うものとする。
- 3 別表第3欄に掲げる農業用機械及び附帯施設の整備と一体とは認められない(資産計上の対象とならない) もの及び10万円未満の機械等は対象外とする。
- 4 別表第2欄の事業実施主体は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例68号)の趣旨を踏まえ、対象 事業の実施にあたっては、県内事業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事 業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者を言う。)への発注に努めなければならない。

(交付申請)

- 第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2条に規定する書類は、別記様式によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第5条第 1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第7条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から原則として20日以内に行うものとする。
- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を 含む額の範囲内で交付決定をすることが出来る。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速 やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)

から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

- 第 10 条 本補助金の実績報告は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。
- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第1 5号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。
- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び施設
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

- 第12条 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から10日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成20年6月30日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成21年5月28日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成23年7月26日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月30日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年2月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成30年7月 日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。 なお、平成30年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例とする。

1	事業の目的			

- 2 事業の内容
- 3 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 4 仕入税額控除について □仕入税額控除を受ける。
- 5 収支予算(収支決算)

(1) 収入の部

項目	本年度予算額 (本年度決算額)	概要
鳥取市補助金	円	
その他	円	
合 計	円	

(2) 支出の部

項目	本年度予算額 (本年度決算額)	概要
	円	
	円	
	円	
合 計	円	